

日本慢性看護学会評議員選挙告示

日頃は本学会にご協力いただきありがとうございます。

さて、次のとおり評議員選挙を実施いたします。平成29年1月上旬に、評議員選挙の投票用紙をお送りしますので、送付された所定の用紙をご使用のうえ、指定の期日までに投票くださいますようお願い申し上げます。

1. 選挙人および被選挙人

- 1) 選挙人は、平成28年9月30日(金)までに、その年の会費を納入し、会費納入者名簿に掲載された会員とします。
- 2) 被選挙人は、入会年度も含めて3年以上経過した会員とします。

2. 選挙の実施および方法

選挙は、地区別（学会誌送付先住所）に行います。地区の区分は、次のとおりです。

地区A 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、長野、新潟、山梨

地区B 東京、埼玉、千葉、神奈川

地区C 静岡、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫

地区D 鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、徳島、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、
宮崎、鹿児島、沖縄

- 1) 投票期限 平成29年1月27日(金)(当日消印有効)
- 2) 送付先
〒400-0062 山梨県甲府市池田 1-6-1
山梨県立大学 看護学部内 日本慢性看護学会選挙管理委員会
- 3) 開票 平成29年2月上旬
- 4) 開票場所 送付先に同じ
- 5) 投票
(1) 投票は無記名とし、選挙人一人につき各所属地区の評議員数をマークします。
(2) 定数を超えて記入したものは無効といたします。
(3) 投票用紙は本委員会所定のもの（選挙人連絡先宛に送付するもの）を用いてください。
投票用紙に(1)以外の記入は無効といたします。また、他の用紙による投票も無効になります。
(4) 同封の封筒を用いて郵送してください。内封筒は無記名、外封筒は住所、氏名を記入してください。外封筒に住所、氏名のないものは無効とします。

3. 当選人の決定

- 1) 選挙において、有効投票の最多数を得た者から順次当選人とします。
- 2) 同じ投票数の者が2人以上のときは、会員歴の長い者を当選人とします。会員歴が同年の場合は、委員長が抽選により当選人を決定します。
- 3) 当選人が決定したときは、委員会は当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、その都度選挙管理委員会において検討の上決定します。

平成28年5月15日